

健福第487号
令和8年（2026年）8月28日

公益社団法人全日本不動産協会 熊本県本部 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

令和8年熊本地震における賃貸型応急住宅に係る被災者の入居促進について（通知）

令和8年熊本地震の発生以降、貴会におかれましては、相談窓口の設置など民間賃貸住宅の情報提供等に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、八代市や宇城市をはじめ、被害が大きかった地域等では、世帯用の空き物件が少なくなっており、被災者のニーズに合った住居の確保が困難なケースも見られます。

つきましては、早急に被災者のすまいの確保を図るため、下記の取扱いを可能としましたので、貴会員様への周知をお願いします。

記

1 新たな取扱い

賃貸型応急住宅の申込みは、原則1世帯につき1住居としてきたが、5人以上の世帯であり、かつ別紙の基準を満たす場合には、世帯を分離して複数の住宅を申し込むことを可能とする。

2 施行日

令和8年（2026年）8月28日から

【問い合わせ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県健康福祉部

健康福祉政策課すまい対策チーム

担当：吉居

Tel：096-333-2186